



ပြည်ထောင်စုလွှတ်တော်ကိုယ်စားပြုကော်မတီ

office@crphmyanmar.org
crph.official.mm@gmail.com

ဖက်ဒရယ်ဒီမိုကရေစီပဋိညာဉ်



ဖက်ဒရယ်ဒီမိုကရေစီပြည်ထောင်စု ကြေညာစာတမ်း

၂၀၂၁ ခုနှစ်၊ မတ်လ (၃၁) ရက်

ဤ ဖက်ဒရယ်ဒီမိုကရေစီပဋိညာဉ်ကို ရွေးကောက်ခံလွှတ်တော်ကိုယ်စားလှယ်များ၊ နိုင်ငံရေးပါတီများ၊ CDM ဦးဆောင်သူများ၊ အထွေထွေသပိတ်အင်အားစုများ၊ အမျိုးသမီးနှင့် လူငယ်အင်အားစုများ၊ အရပ်ဖက်လူမှုအဖွဲ့အစည်းများနှင့် တိုင်းရင်းသား လက်နက်ကိုင်တော်လှန်ရေး အဖွဲ့အစည်းများ၊ စုပေါင်းဆွေးနွေး ဆုံးဖြတ်လျက် သဘောတူ အတည်ပြုသည်။



ミャンマー連邦民主主義憲章の仮訳(1)

小松 健太 2021/04/05 20:54

ミャンマーの連邦議会代表委員会(CRPH)が3月31日に公表した連邦民主主義憲章 (<https://www.facebook.com/crph.official.mm/photos/pcb.143586837767296/143583854434261/>) の前半の第一部の仮訳です。ミャンマー人の翻訳家(Htet Naung Win 氏)が日本語に訳したものを、ツイッターで入手した英文を参考にしながら修正し、その翻訳家と確認しながら作成しました(ちなみに私は、ミャンマー語を解しません。)

(4月12日) 第2部の翻訳と合わせて語句を統一するため2カ所修正(①立憲政治→立憲制、②国家統一諮問委員会→国民統一諮問委員会)しました。

CRPHが描いている国家像が現れており、国民主権、民主主義、基本的人権の保護といった普遍的価値を実現し、軍政を終わらせるという理念に基づいています。

統治の手法としては、集団的なリーダーシップに基づく集団的な行動ということが強調されています。議院内閣制を採用したうえで大統領(国家元首)を別に設置するという点にも現れているように思えます。強大な国軍と対峙するには諸勢力の結集が必要なことは当然ですが、一人に権力を集中させることの危険性に配慮していると思われる。また、ポストDSSKの統治のあり方を模索しているように思えます。

また、少数民族への連携が重視されており、州の権限が強い連邦制を採用しています。州に主権があること、州憲法の制定権があること、州は独自の立法、行政、司法機関をもつこと、独自の徴税権が認められていること、州が天然資源の管理権を有すること、州が独自の実力部隊を持てることなどが挙げられます。

当然、軍の政治に関する権利は制限されており、2008年憲法で認められている軍の政治における特権的な地位(総議員の1/4が軍出身者であるとか、安全保障に関する3大臣は軍の指名によるなど)は廃止されています。また、実力部隊に対する文民統制が定められています。

なお、入手した英文によると軍の統制は、人間の安全保障(Human Security)原則に基づくとされているのですが、ミャンマー語版だと直訳をしたようで、読んでも意味をなさないということでした。安全保障体制を規定している第3原則の33項も難しいです。英文を翻訳する形でこの憲章が作成されたと考えるのが自然でしょう。

ミャンマー連邦民主主義憲章の仮訳(2)

小松 健太 2021/04/12 06:09

ミャンマーの連邦議会代表委員会(CRPH)が3月31日に公表した連邦民主主義憲章(<https://www.facebook.com/crph.official.mm/photos/pcb.143586837767296/143583854434261/>)の後半の第二部の仮訳です。第一部と同様にミャンマー人の翻訳家(Htet Naung Win氏)が日本語に訳したものを、ツイッターで入手した英文を参考にしながら修正し、その翻訳家と確認しながら作成しました。

第一部では、国家構想、基本的価値、基本政策などの新国家の憲法の理念が語られていますが、第二部は、新国家を樹立するまでの暫定的な統治機構や新憲法の制定過程が定められています。暫定的に三権を担う暫定国民統一政府とその暫定政府に助言をする国民統一諮問評議会の構成や役割が定められています。新憲法を制定については、全民族が参加する憲法制定会議で草案を作成し、国民投票で確定させることが規定されています。

暫定統治を進めていくにあたり、諸政党、民族武装勢力、市民社会団体など幅広くステークホルダーの意見を聞きながら進めるということが特徴といえます。

連邦議会代表委員会 (CRPH)

office@crphmyanmar.org

crph.official.mm@gmail.com

布告第 19/2020

ミャンマー暦 1382 年 12 月下旬 4 日

西暦 2021 年 3 月 31 日

連邦民主主義憲章宣言

1. 連邦内で発生した紛争や根本的な問題などを完全に解決するため、ミャンマー国民である全ての民族が参加し協力するため、全ての市民が平和のうちに同じ運命を共有し、調和を保って生きることができる繁栄した国家であって、民主主義が実現し、平等権および自決権が保障され、連邦内の全ての民族、全ての国民が自由、平等、正義の観念に基づき、相互に承認・尊敬し、相互に友好的で助け合い、団結している連邦民主主義国家を建国するとの決意のもと、本連邦民主主義憲章(フェデラル デモクラシー チャーター Federal Democracy Charter)を連邦議会代表委員会が本日 2021 年 3 月 31 日に宣言する。
2. マンウインカインタン副大統領代行が率いた連邦大臣代行を含む人民政府は、国民統一政府が樹立されるまで連邦の行政権を担当し続ける。
3. 2020 年総選挙において国民全体が民主的に投票し、与えられた権限をもって 2021 年 4 月第 1 週間内に国民統一政府を構成し、連邦民主主義を信奉する全ての団体が、お互いに手を繋ぎ、本憲章で規定する目的及びロードマップを、全ての団体が集団的なリーダーシップを通して段階的に協働して実現していくことを宣言する。

連邦議会代表委員会

連邦議会代表委員会

office@crphmyanmar.org

crph.official.mm@gmail.com

連邦民主主義憲章

連邦民主主義国家宣言

2021 年 3 月 31 日

本連邦民主主義憲章は、総選挙で当選された国民代表者、政党、CDM 主導者、ゼネスト勢力、女性および青年団体を含む市民社会団体及び民族武装組織（EAOs）の全てが団結して議論・決定・合意されたものであることを確定する。

連邦民主主義憲章

第 1 部

連邦制民主主義国家宣言

2021

Federal Democracy Charter

Part – 1

Declaration of Federal Democracy Union

2021

目 次

前文

第1章 目的

第2章 憲章の加入者

第3章 実施プロセス（政治的ロードマップ）

第4章 連邦民主主義国家の憲法案の作成

第1 連邦国家構想および基本的価値

第2 連邦民主主義国家を建国するための指導原則

第3 連邦民主主義国家の建国に関する基本政策

第5章 誓約

結語

連邦民主主義憲章

Federal Democracy Charter

前文

連邦民主主義国家を建国するため、連邦民主主義憲章（以下「本憲章」という）に同意した団体および個人は、独裁制の根絶と連邦民主主義国家を樹立するために段階的に実施される政治的ロードマップ、憲法制定のための基本原則、基本的政策に則り、以下の基準と価値観を有する連邦制民主主義国家への建国に向け、努力することを決意する。本憲章に同意した者の集団的なリーダーシップを通じた集団行動を導く集団的な力を我々が確立することを強く確信し、我々は、本憲章を承認し、制定する。

第1章

目的

連邦内で発生した紛争や根本的な問題などを完全に解決するため、ミャンマー国民である全ての民族が参加し協力するため、全ての市民が平和のうちに同じ運命を共有し、調和を保って生きることができる繁栄した国家であって、民主主義が実現し、平等権および自決権が保障され、連邦内の全ての民族、全ての国民が自由、平等、正義の観念に基づき、相互に承認・尊敬し、相互に友好的で助け合い、団結している連邦民主主義国家を建国するため、以下の事項を実現することを本憲章の目的とする。

1. 独裁制の根絶
2. 2008年憲法の廃止
3. 連邦民主主義国家の建国
4. 国民政府の樹立

第2章

憲章の加入者(Members of the Charter)

以下の機関は、本憲章の定める目的を協働して実現するために協力する。

1. 総選挙で当選した議員
2. 政党
3. CDM、ゼネスト委員会及び女性または青年団体を含む市民社会団体
4. 民族武装組織（EAOs）

第3章

実施プロセス（政治的ロードマップ）

1. 選挙で選ばれた議員を構成員とした各分野に関する議会代表委員会の設立を通じ、当該分野での協力をすること
2. 政治的合意や将来の活動について議論し、実施するために政党、民族武装組織、女性または青年団体を含む市民社会団体が、協働できるプラットフォームを創設すること

3. 連邦民主主義憲章(Charter)を確定すること
4. 本憲章に基づいて暫定国民統一政府(Interim National Unity Government)、立法機関および司法機関を設立すること
5. 独裁制の根絶、2008年憲法の廃止及び連邦民主主義国家の建国に向けた戦略を策定し、実施すること
6. 憲法制定会議(Constitutional Convention)を開催し、連邦民主主義国家憲法の草案を作成し、承認すること
7. 憲法制定会議が承認した連邦民主主義国家憲法案を国民投票に諮り、憲法を承認、制定すること
8. 承認、制定された新しい連邦民主主義国家憲法に基づき、立法府、行政府および司法府を設立し、立憲制を実現する

第4章

連邦民主主義国家憲法の作成

本憲章の加入者の合意に基づいて設置された憲法草案起草委員会は、以下の原則に基づき、憲法草案を起草しなければならない。

第1原則 連邦国家構想および基本的価値

第2原則 連邦民主主義国家を建国するための指導原則

第3原則 基本政策

第1原則

連邦国家構想および基本的価値

連邦国家構想(Union Vision)

我々は、自由、平等、正義が保障された平和的連邦民主主義国家を建国する。

連邦国家における基本的価値(Union Values)

連邦国家を建国するにあたり、我々は、以下に掲げるものを基本的価値として信じ、受け入れる。

1. 民主主義的権利、ジェンダー平等および基本的人権
2. 平等および自決
3. 集団的リーダーシップ
4. 多種多様で異なる意見の受容、社会的調和、団結および無差別、
5. 少数者の権利保護

第2原則

連邦民主主義国家を建国するための指導原則

1. 連邦国家を構成する各州およびその州内の国民は、元来、主権を有する者である。

2. 連邦民主主義国家は、平等権および完全な自決権を有する各州により樹立される。国家を構成する全ての州は、政治的に平等である。
3. 連邦国家を構成する各州は、それぞれ自州の憲法を制定することができる。
4. 連邦国家は、権力の共有(Power Sharing)、資源の共有(Resource Sharing)、税収の共有(Revenue Sharing)および財政連邦主義 (Fiscal Federalism) を実施する。これらを実施するにあたっては、国民に一番近い政治組織が実施できるという補助原則 (Subsidiarity Principle)に基づくことを要す。
5. 連邦国家の治安および防衛に関する全ての実力部隊は、民主的に選ばれた文民政府の指揮監督のもとに置かれなければならない。これらの実力部隊は、人間の安全保障原則に基づいた政策を実施しなければならない。

第3原則

連邦民主主義国家の建国のための基本政策

連邦国家の体系

1. 連邦民主主義国家は、完全な民主的権利、平等権および完全な自治権を実施する連邦国家の特徴を満たすものとして建国されなければならない。
2. 連邦民主主義国家は、完全な民主的権利、平等権および完全な自治権を有する州によって構成されなければならない。
3. 連邦を構成する各州は、それぞれ立法権、行政権および司法権を有する。

連邦国家の主権

4. 連邦国家を構成する各州およびその州内の国民は、元来、主権を有する者である。
5. 連邦民主主義国家の主権を担う立法権、行政権および司法権の三権は、明確に分立し、独立して権限を行使し、相互に抑制と均衡を及ぼすものとされる。
6. 連邦の権限、各州の権限および双方が共管する権限は、定められなければならない。連邦を構成する州の共通利益の実現のために必要とされる権限のみが連邦に帰属する。連邦の権限、各州の権限および双方が共管する権限として定められていない残余の権限は、連邦を構成する州に帰属する。

連邦の立法権

7. 連邦議会は、同等の権限を有する連邦上院と連邦下院により構成される。上院は、連邦国家を構成する各州から同数選出される議員で構成する。下院は、人口またはタウンシップに基づいて定められた選挙区から選出された議員で構成する。両議院は、連邦法などを制定する。

連邦の行政権

8. 連邦の統治体制は、首相が率いる議院内閣制(Parliamentary System)とする。首相制を採用したうえで国家元首または大統領を設置する。

連邦の司法権および憲法裁判所

9. 様々な審級において連邦に関する司法権を行使するために連邦最高裁判所および連邦裁判所が設置される。連邦最高裁判所長官は、連邦大統領が指名するが、連邦議会の審査、承認を要す。
10. 連邦と州の間、または各州間の憲法に関する紛争を解決するために独立した憲法裁判所を設立する。
11. 連邦憲法は、連邦国家の最高規範である。

州憲法

12. 連邦国家を構成する各州は、独自の州憲法を制定する権利を有する。
13. 州内の地方自治組織の権限は、簡潔かつ正確に州憲法で定められなければならない。また、当該組織が徴収できる公租公課の詳細は、正確に州憲法で定められなければならない。
14. 政治、社会、経済、文化、習慣など様々な分野における各民族の権利は保護、維持および強化されなければならない。

独立委員会

15. 連邦国家は、少なくとも以下の独立委員会を設置しなければならない。
 - (a) 汚職撲滅委員会(Anti-corruption Commission)
 - (b) 選挙管理委員会(Election Commission)
 - (c) 差別撲滅および人権委員会(Anti-discrimination and Human Rights Commission)
 - (d) 情報に対する権利委員会(Rights to Information Commission)
 - (e) ジェンダーに基づく暴力撲滅委員会

政治および宗教

16. 連邦国家は、政教が分離した宗教に基づかない政治制度をとる。

財政連邦主義(Fiscal Federalism)

17. 連邦政府と州政府が徴収する明確で体系的な公租公課の詳細は、法律によって定められなければならない。連邦の歳入徴収機関と州の歳入徴収機関は、分離しなければならない。
18. 連邦と州の間の財政管理および歳入の割当(Fiscal Management and Sharing)に関する法律を定めなければならない。連邦国家を構成する各州における包括的で公平な開発のための財政均等計画が定められなければならない。

土地および天然資源

19. 連邦政府と州政府の間の土地および天然資源の管理および割当に関する法律を定めなければならない。

20. 全ての州内の土地および天然資源は、州内に居住する住民に帰属する。州は、州内の天然資源の探索、生産、使用、取引、保護などに関し、独立して管理する権限を有する。
- 21 連邦国家においては、資源収入のうち、豊富に生産される天然資源から得られる収入は、その関係の州がこれを完全に得る権利を有する。天然資源の探索および生産にあたっては、関係する地方コミュニティの同意を取らなければならない。資源の探索や生産は、その地域の開発に直接貢献するものでなければならない。天然資源の生産によって生じるコミュニティや自然環境への悪影響や生態系の破壊から回復するため、特別税を徴収し、基金計画を定めなければならない。

基本的人権および少数民族の権利

- 22 連邦内に居住する全ての人は、基本的人権を享有する。
- 23 連邦内に生まれた全ての民族は、個人としての完全な個人的権利(Individual Rights)を享有するとともに民族集団としての完全な集団的権利(Collective Rights)を享有する。
- 24 連邦内に生まれた民族ではないが、連邦国家の国籍を得た全ての人は、市民としての完全な基本的権利(Citizen Rights)を享有する。
- 25 性別およびジェンダーに基づく直接的または間接的な差別を絶対的に禁止する。差別を積極的に防止し、保護し、相互に尊重する措置を採らなければならない。
- 26 基本的人権に関する法律に基づき、少数民族の伝統習慣および言語を自由に用い、保護し、増進する権利が認められなければならない。生得的な権利としての国民のアイデンティティや少数民族の文化的な権利は、いかなる状況であっても、取り消され、妨げられてはならない。少数民族が政治や意思決定に参画できるよう、州政府、州議会および地方政府などにおいては、少数民族のための優先ないし特別の機会が与えられなければならない。
- 27 民族の文学および言語は、学校教育で教えられなければならない。連邦内の民族言語を教育できる高等教育機関、大学その他の機関が設立され、教育がなされなければならない。

連邦国家の治安および防衛に関する基本方針

- 28 連邦国家の治安および防衛に関する方針は、人間の安全保障に基づくものとする。連邦国家の治安および防衛に関する全ての実力部隊は、民主的に選ばれた文民政府の指揮監督に置かれなければならない。
- 29 連邦議会は連邦の治安および防衛に関する政策および法律を定めなければならない。治安および防衛に関する経費は、連邦議会が審査、承認しなければならない。
- 30 連邦警察および州警察は、それぞれ別個に設置される。州保安隊の設置が認められる。州警察と州保安隊は、州政府の指揮監督の下にある。州警察と州保安隊の経費は、各州議会が審査、承認しなければならない。

- 31 連邦国家の緊急事態に関し、または、自然災害とその救援活動に関し、迅速に対応するための保安隊の展開は、関係する州政府と連邦政府との間の協議のうえで決定されなければならない。
- 32 連邦国家の国防・治安評議会が設置される。当該評議会の構成に関しては、各州の国防・治安評議会から少なくとも 1 名が委員となる。また、連邦レベル出身の委員の数は、当該評議会の委員の総数の 30%を超えてはいけない。

連邦国家の安全保障体制

- 33 連邦国家の安全保障体制に関しては、全ての民族、幅広い組織や勢力など提供する安全保障体制であって、関連する地理的状況と安全保障当局の権限に基づき作成され、それぞれのコミュニティの慣習、伝統、懸念、ニーズが反映された戦略を通して、連邦、州、地方の各レベルの政府間での権限や特定の組織または個人に付与された権利や意思決定に関する権限の分配を行うことにより、国民の安全、コミュニティに対する危害の防止、連邦国家の防衛を保障できる体制でなければならない。

公的部門(Administration and Public Services)

- 34 公務員の選抜と研修に関する政策を定めなければならない。連邦政府は、公務員研修機関で実施する研修カリキュラムの基準を定めなければならない。
- 35 各州は、当該州に勤務しようとする者を養成する研修機関を設けることができる。

各政府間の関係(Inter-Governmental Relations)に関して

- 36 連邦政府と各州政府の間、または各州間における紛争を解決するため、または、それらの機関の間の協力促進のため、州首脳合同委員会といった合同委員会を設置することができる。また、各事業分野における協力促進のために当該分野を担当する大臣の合同委員会、収入の割当方法を取り扱う財務合同委員会などを設置することができる。当該委員会の存続期間は、協力活動の必要性に応じて定められなければならない。
- 37 各州の首脳は、連邦国家の組織階層上、連邦政府の各大臣より上位にある。

第 5 章

誓約

我々は、本憲章で定める目的および連邦国家構想に基づいて実現される政治的ロードマップに則り、自由、平等、正義が保障された平和な連邦民主主義国家を建国する。

その際、我々は、連邦国家における基本的価値に基づき、国民には自己決定権、連邦国家の構成員である各州へは自決権を付与しなおすよう努力していく。

我々は、基本的人権、ジェンダー平等および少数民族の権利を保障する。全ての人々の社会生活における安全を保障するため、人間の安全保障を基本として連邦国家の治安および国防政策などを定めていく。

我々は、国民の生活水準の向上に向けてイノベーションや起業を促進、支援する政策を採っていく。

我々は、ユニバーサル・エデュケーション・カバレッジ(Universal Education Coverage)、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(Universal Health Coverage)、障がい者・子供・年長者・妊婦を含む女性の権利保護、麻薬及び向精神薬の乱用から生じる害悪の軽減・治療および回復のために有効な政策を採っていく。

我々は、選挙によって選ばれていない者から権力を取り戻し、これを廃止しなければならない。我々は、人々の力によって説明責任を果たさず、無責任な政府を倒すことができる。我々は、主権が国民にあることを保障し、統治権は、国民にあることを誓約する。

本憲章が定める方針、条項、政策は、まもなく現れる暫定政府や暫定的な憲法措置に関する事項を実施する際にも、連邦民主主義国家の憲法草案の作成の際にも、従うべき基本的な指針である。

結語

ミャンマー連邦を建国した民族の指導者は、それぞれの地域に別個に国家を建国する権利を放棄し、1947年ピンロン協定を締結し、この国を各邦が連合する連邦国家として建国した。彼らは、自由、平等、多様性で異なる意見、集団的リーダーシップおよび自決権を連邦国家の基本的価値として受け入れ、全ての民族が運命共同体として平和のうちに調和を保って共存する連邦国家を目指し、協力して独立を獲得した

したがって、平和で繁栄する連邦国家を建国するため、連邦国家の起源といえる憲章であるピンロン協定、ピンロン誓約およびピンロン原則を復活させ、実現させなければならない。連邦国家の憲法を起草しなおさなければならない。新憲法に基づいて統治を行い、立憲制(Constitutionalism)を実施しなければならない。必要な立法権、行政権、司法権の改革を実施する。連邦国家として必要な機能を整備する。形式的なアイデンティティと実質的なアイデンティティを形成し、そして連邦国家としてのアイデンティティの形成していく。連邦国家は、集団の力によって建国されたものであり、世界の中で集団的なリーダーシップによって導かれ、繁栄する国家となる。

我々は、基本的価値と強固な方針を信じ、これに従って自由、平和かつ繁栄した新しい連邦民主主義国家を建国するために本憲章を作成、承認し、そして本憲章を集団的リーダーシップのもとで協働して実現させていくことを宣言する。

備考： 2021年3月27日に、本「連邦民主主義憲章」の第一部「連邦民主主義国家の建国宣言」を国民統一諮問評議会(NUCC)において討議し、確定した。

以上

連邦民主主義憲章

第2部

暫定立憲構想

2021

Federal Democracy Charter

Part – 2

Interim Constitutional Arrangement

2021

目次

- 第1章 暫定立憲構想の目的
- 第2章 暫定立法権
- 第3章 暫定行政権
- 第4章 暫定国民統一政府の役割
- 第5章 国民統一諮問評議会の構成および役割
- 第6章 暫定司法権
- 第7章 一般規定
- 第8章 連邦民主主義国家の建国に関する誓約

前文

連邦民主主義国家内に居住している全民族の強い希望は、正義、平等、自由といった普遍的な原則に基づく民主主義、平等および自決権の権利が完全に保障された連邦民主主義国家の樹立である。全民族の生得的な権利および人としての尊厳を尊重する基本的価値、連邦民主主義国家の建国に関する基本政策、指導原則、実施プロセス、または政治的ロードマップなどは、本憲章の第1部で定めている。連邦民主主義国家を集団的な力により、建国するために努力している関連諸勢力は、既に誓約をした。我々は、本憲章第1部で定めた目的を実現し、段階的に進めていく政治的ロードマップを実施することにより、連邦民主主義国家を建国するため、暫定国民統一政府を樹立するための基本となる「暫定立憲構想（Interim Constitutional Arrangement）」を連邦民主主義憲章の第2部として確定し、定める。なお、第2部で使用している「管区・州」という言葉は、本憲章の有効期間でのみ用いられるものとする。この暫定立憲構想は、暫定国民統一政府の存続期間中のみ有効とする。

第1章

暫定立憲構想の目的

1. 連邦民主主義憲章第1部で定めた目的や政治的ロードマップを実施する暫定国民統一政府を樹立する
2. 暫定国民統一政府の構成、役割、権限を規定する
3. 全民族が参加する憲法制定会議を通し、連邦民主主義国家憲法の制定に向けた実施プロセスを定める
4. 暫定国民統一政府の存続期間中の国民の権利を保護する

第2章

暫定立法権

連邦議会の設立

1. 連邦議会は、同等の権限を有する連邦上院と連邦下院により構成される。
 - (a) タウンシップまたは人口に基づき、2020年の総選挙において関連する選挙区から選出された議員で構成する下院
 - (b) 連邦を構成する管区および州（連邦の構成単位）から2020年の総選挙においてそれぞれ同数選出された議員で構成する上院
2. 上記1(a)と(b)条を実施することが困難である期間中は、本憲章で定めた目的や政治的ロードマップを協働して実施する合意をした2020年総選挙で勝利した政党出身で当選した議員で構成する議会代表委員会が暫定的に立法権を担う。
3. 議会代表委員会は、クーデター軍事評議会に協力しない者であって、連邦民主主義国家樹立のために努めている2020年総選挙で勝利した政党の出身議員で構成する。

4. 連邦議会代表委員会（Committee Representing Pyidangsu Hluttaw）は、連邦における立法権を担う。
5. 連邦議会代表委員会は、連邦における立法に関する手続きを定めなければならない。
6. 連邦議会代表委員会は、補助委員会を設置し、これに委任することができる。
7. 連邦議会代表委員会は、大統領、副大統領、連邦首相、暫定国民統一政府の大臣、副大臣を承認するものとする。

管区・州の立法権

各管区・州の立法に関する事項は、各管区・州の憲法で定める。ただし、暫定期間中は、各管区・州の立法に関する事項は、この暫定立憲構想で定める。

各管区・州の議会

1. 管区・州の議会は、以下のとおり構成される。
 - (a) 各管区・州議会に関する 2020 年の総選挙で各タウンシップから 2 名ずつ選出された管区・州の議員
 - (b) 管区または州内の諸民族のうち一定の人口のある民族が 2020 年の総選挙で各民族から 1 名ずつ選出した管区・州の議員
2. 上記 1 (a)と(b)条を実施することが困難である期間中は、本憲章で定めた目的や政治的ロードマップを協働して実施する合意をした 2020 年総選挙で勝利した政党出身で当選した議員で構成する管区・州議会代表委員会が管区または州の暫定立法権を担う。
3. 管区・州議員代表委員会は、クーデター軍事評議会に協力しない者であって、連邦民主主義国家樹立のために努力している 2020 年総選挙で勝利した政党の出身議員で構成する。
4. 管区・州議員代表委員会は、管区・州の立法に関する手続きを定めなければならない。
5. 管区・州議員代表委員会は、管区・州における立法を担う。
6. 管区・州議員代表委員会は、補助委員会を設置し、これに委任することができる。
7. 管区・州議会代表委員会は、管区・州政府を承認するものとする。

第3章

暫定行政権

1. 連邦議会代表委員会は、本憲章に署名した諸勢力団体と協議のうえ、大統領、副大統領および連邦首相を選任する。
2. 大統領は、国家を代表する国家元首である。
3. 連邦首相は、暫定国民統一政府の長である。
4. 連邦首相は、連邦議会代表委員会の同意を得て、暫定国民統一政府を構成する各大臣を指名し、職務を与える。連邦首相は、連邦議会代表委員会の同意を得て、必要に応じて各省庁を再編し、新設する。

5. 暫定国民統一政府は、国民統一諮問評議会と協議のうえ、関係の管区・州議会代表委員会の同意を得て、管区・州政府を設け、任務を与える。
6. 連邦首相と暫定国民統一政府は、連邦議会代表委員会に責任を負う。
7. 暫定国民統一政府は、連邦議会代表委員会から指名された人物、本憲章作成に関与した諸政党から指名された人物、民族武装組織から指名された人物、民族武装組織に対して説明責任を負う団体から指名された個人、学識者、専門家が含まなければならない。
8. 暫定国民統一政府は以下の者から構成される。
 - (a) 大統領
 - (b) 国家最高顧問
 - (c) 第1副大統領
 - (d) 第2副大統領
 - (e) 連邦首相
 - (f) 大臣および副大臣
9. 連邦首相は、本憲章の目的や暫定国民統一政府の基本政策および戦略計画を策定、実施するため、連邦議会代表委員会との協議のうえ、自治的組織または個人に対し、職務および権限を与えることができる。
10. 暫定国民統一政府は、国民統一諮問評議会との協議のうえ、連邦レベル、管区・州レベルの暫定統治計画を制定し、実施しなければならない。
11. 暫定国民統一政府の基本政策および戦略計画を実施するため、関連する大臣は、必要に応じ、議員、EAOs・諸政党・市民社会団体の代表者およびその他の適切な者から構成される各分野の委員会や評議会を設立する。
12. 大統領が職務を遂行できない場合、第1副大統領が大統領を代理して職務を行う。

第4章

暫定国民統一政府の役割

1. 暫定国民統一政府は、本憲章で定めた政治的目的、政治的ロードマップを実施しなければならない。
2. 暫定国民統一政府は、政治的合意を議論、確定し、これを実施、前進させるため、協力政党、民族武装組織および市民社会団体が協働できる場を設けなければならない。
3. 暫定国民統一政府は、独裁制の根絶、2008年憲法の廃止および連邦民主主義国家の建国に向けた戦略計画を定め、実施しなければならない。
 - (a) 本憲章の目的、政治的ロードマップに基づき、暫定国民統一政府の基本政策および戦略計画を実施しながら、省庁毎に計画を定め、実施しなければならない。

- (b) クーデター軍事評議会の打倒のため、政治的、経済的、社会的、外交、防衛、治安など多岐に渡った政策手段を採らなければならない。

政務

暫定国民統一政府は、

- (a) 暴力によって国民を抑圧しているクーデター軍事評議会の機能を弱体化させ、暫定国民統一政府の立法、行政、司法の機関を強化する。
- (b) 連邦民主主義国家の建国のため、関連する組織、個人が含まれる国民統一諮問評議会 (NUCC) と議論し、協働する。
- (c) 市民を抑圧する法律を改正または廃止し、国民の基本的人権を保障する法律を定め、国民の安全および法の支配を実現する。
- (d) 非暴力市民的不服従運動 (Civil Disobedience Movement) を含む市民運動が一貫して継続できるよう必要とされる集団的リーダーシップをとり続ける。

CDM

暫定国民統一政府は、

- (a) クーデター軍事評議会の統治機能を弱体化させるため Civil Disobedience Movement (CDM) を更に強める。
- (b) CDM に参加する公務員の生活を支援する。
- (c) CDM に参加せず、クーデター軍事評議会に服従し、市民への暴力行為に参加し、クーデター軍事評議会による統治を永続化させる公務員または一般人を制裁する。
- (d) 軍事独裁に反対する抗議運動の間、市民とともに CDM に参加した公務員を基本とする新しい公共統治機関を設ける。
- (e) 軍事独裁に反対する抗議運動中に死傷した者、不法に逮捕された者およびそれらの家族に国家を代表として敬意を表し、賞を与える。
- (f) 軍事独裁に反対する抗議運動に参加した公務員に敬意を表し、賞を与えるための計画を立案する。
- (g) CDM に参加する公務員、ゼネストに参加する学生や青年のために能力向上計画を立案する。

外交

暫定国民統一政府は、

- (a) 外交政策に基づき、各国政府、国連を含む国際機関と協力し、国際社会から暫定国民統一政府が正式承認を得られるようにする。
- (b) 国際法に基づき、国家および国民を保護する国際協定を批准できるようにする。
- (c) 連邦民主主義国家の建国に賛成する協力国と協働し、暫定国民統一政府の戦略計画を実施する。

- (d) クーデター軍事評議会を国際社会が効果的に制裁できるよう、または、国際裁判所に刑事訴追できるよう、外交的な措置をとる。

経済

暫定国民統一政府は、

- (a) 国内外の組織を含め国民と協力し、クーデター軍事評議会の暴力機関を助長している経済的・資金的な資源源を弱体化させる。
- (b) 暫定国民統一政府の政治的目的を早期に達成するための戦略計画の実施に必要な経済的・資金的なニーズに対処するため、国民とともに国内外の連邦民主主義に賛成する組織や個人と協力する。
- (c) クーデター軍事評議会の行為から、国民を保護し、国民が被る経済的負担を軽減する計画を定める。

社会

暫定国民統一政府は、

- (a) 過去に独裁制に反対する抗議運動に参加し、各国に移住しなかった諸民族の人々でミャンマー国籍取得を希望する者に対し、国籍取得の申請を容易にしなければならない。また、その他ミャンマー国内に永住するための措置を提供しなければならない。
- (b) クーデター軍事評議会の抑圧や暴力により、住居を失った人々や社会経済上、生活上の不利益を被った人々に人道的援助を提供するため国連および国際援助機関と協力をする。
- (c) 日雇労働者、インフォーマルセクターに属している人の基礎的ニーズを満たすため、できる限りの支援をする。
- (d) 各国に移住している学識者、専門家の技術的支援を受け入れる。

防衛および治安

暫定国民統一政府は、

- (a) 国民統一諮問評議会との協議のうえ、市民の防衛および治安に関する措置および国家防衛措置を定め、実施しなければならない。
- (b) 暫定国民統一政府は、国民の安全および法の支配を守る市民防衛措置を早急に定め、実施しなければならない。
4. 暫定国民統一政府は、全ての民族が参加する憲法制定会議を開き、連邦民主主義国家憲法草案を作成、承認しなければならない。

暫定国民統一政府と国民統一諮問評議会は、

- (a) 全ての民族が参加する憲法制定会議に関する政策、手続および計画を定める。
- (b) 連邦民主主義国家憲法の起草のため、全ての民族が参加する憲法制定会議準備委員会を設置しなければならない。

(c) 連邦民主主義国家の建国を目指す民族武装勢力および同じ目的を持つ諸政党、政治的勢力との協議のうえ、全民族が参加する憲法制定会議を開催し、連邦民主主義国家憲法草案を議論、作成、承認しなければならない。

5. 暫定国民統一政府は、憲法制定会議が承認した連邦民主主義国家憲法草案を国民投票に諮り、憲法を承認、制定する。
6. 暫定国民統一政府は、承認、制定された新しい連邦民主主義国家憲法に基づき、立法府、行政府および司法府を設立し、立憲制を実現する。

第5章

国民統一諮問評議会の構成および役割

1. 暫定国民統一政府の戦略計画を実施する各段階において連邦民主主義勢力から意見を聞き、または、彼らと協議、協働する国民統一諮問評議会を設置する。
2. 国民統一諮問評議会は、本憲章で定めた政治的目的および政治的ロードマップに同意した連邦議会代表委員会委員および諸政党、民族武装組織、市民社会団体、CDM 運動の諸団体、コミュニティ活動指導団体もしくは暫定国民統一政府から指名された代表者によって構成される。
3. 国民統一諮問評議会は、本憲章で定める戦略計画に各民主主義勢力が実際に参画できるように促し、協議し、調整しなければならない。
4. 国民統一諮問評議会は、暫定国民統一政府と協議のうえ、全ての民族が参加する憲法制定会議に関する事項、連邦民主主義国家憲法草案の作成に関する事項、国民投票の実施に関する事項に関与する。

第6章

暫定司法権

1. 暫定国民統一政府と国民統一諮問評議会は、暫定司法権に関する基本政策および計画を定め、実施しなければならない。

第7章

一般規定(General Provisions)

1. 暫定国民統一政府は、暫定憲法または連邦民主主義国家憲法が制定されるまで、本憲章に基づき、行動するものとする。
2. 暫定国民統一政府は、クーデター軍事評議会（国家運営統治評議会）が 2021 年 2 月 1 日以降公布した法律、命令、指示、法律と同等の効力を有する規範の全てが、不法であることを宣言しなければならない。
3. 連邦議会代表委員会が公布した法律、命令、指示および指針は、暫定国民統一政府の求めに応じて連邦議会代表委員会が改正し、または、新しく制定しない限り効力を有する。

4. 本憲章で定めた目的および戦略計画の実施の間に政治状況の変化によって戦略計画に追加すべき事項が生じた場合、連邦議会代表委員会、暫定国民統一政府および国民統一諮問評議会は、協議をしなければならない。

第8章

連邦民主主義国家の建国に関する誓約

我々は、本憲章第1部で定められた連邦国家構想、基本的価値、目的および政治的ロードマップに基づき、集団的なリーダーシップを通して集団的に説明責任を負いながら、暫定国民統一政府の活動や暫定期間中、立法権および司法権に関する事項を実施していく。

我々は、本憲章第2部で定められた暫定政府が担当する政治、経済、社会、国際関係、防衛および治安に関する事項につき、連邦国家および国民全体の利益のみを実現していくことを誓約する。

略語説明

暫定国民統一政府 = Interim National Unity Government (NUG)

国民統一諮問評議会 = National Unity Consultative Council (NUCC)

立憲制 = Constitutionalism

以上